

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第32号

2026年

東京国際大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、2026 年 3 月 14 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 63 号	博 士 (デジタル 経営革新)	UCHKEMPIROV MURATALY (ウチケンピロフ ムラタリー)	PREDICTIVE SUMMARIZATION FOR INTELLIGENT CAREER MAPPING (知的キャリアマッピングのための予測的要約)	1
甲第 64 号	博 士 (商学)	高野 文仁	のれん資産の減損と会計的裁量行動	5

氏名・(本籍地)	UCHKEMPIROV MURATALY (キルギス)		
学位記番号	甲第 63 号		
学位の種類	博士 (デジタル経営革新)		
学位授与の日付	2026 年 3 月 14 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
学位論文題目	PREDICTIVE SUMMARIZATION FOR INTELLIGENT CAREER MAPPING		
論文審査委員	(主査)	教授	Parag Kulkarni
論文審査委員	(副査)	教授	Jay Rajasekera
論文審査委員	(副査)	教授	Kayhan Tajeddini

I. 論文内容の要旨

DOCTORAL DISSERTATION ABSTRACT

This doctoral dissertation, titled “Predictive Summarization for Intelligent Career Mapping”, presents a comprehensive investigation into information retrieval (IR) and text summarization (TS) for comprehending technology, legal, human resources management, and career mapping related documents through leveraging AI techniques. The research identifies several critical gaps and limitations in existing Automatic text summarization (ATS) systems (Appendix A) and proposes an innovative concept - “Predictive Summarization” that is oriented to generate text related to future events rather than extracting existing information from the input document. The study also makes six major contributions to the field of AI, Computational linguistics, and Digital Innovations:

- A systematic survey of automatic text summarization advancements, challenges, and emerging trends from 1953 to 2024 (Appendix A).
- Conducting a comprehensive analysis of graph-based algorithms and techniques for ATS with specific emphasis on human resource management applications (Appendix B).
- Proposing a novel framework that integrates knowledge graphs with LLMs for domain-specific Patent document summarization (Appendix C)
- Proposing a specialized approach for multilingual legal information retrieval using GraphRAG (Appendix D).
- Showing an empirical demonstration of multi-document summarization integrated with sentiment analysis for performance appraisal systems (Appendix E).

- The conceptualization and preliminary validation of predictive summarization as a transformative approach for career mapping and workforce planning (as in Appendix A).

This research employed a mixed-method approach for two ATS literature review studies, including systematic literature reviews, meta-analytic synthesis (Appendices A and B), and implementation of three experimental studies on information retrieval, summarization methodologies for Patent summarization and Legal case extraction (Appendices C and D), and evaluative prediction methodology (Appendix E). All five peer-reviewed publications were leveraged to provide both theoretical foundations and practical implementations.

Results demonstrate that graph-based approaches significantly outperform traditional vectorized methods in information extraction accuracy. GraphRAG achieved 87% ROUGE-F1 across multiple LLM architectures (Appendix D). Integration of sentiment analysis scores based on multi-document summarization into performance appraisal systems increased salary increase prediction accuracy to 94% (Appendix E).

This research establishes that predictive summarization represents a paradigm shift from reactive to proactive career management systems. The proposed concept enables organizations and individuals to dynamically identify skill gaps, predict career trajectories, labor market shifts, and provide personalized development pathways. The integration of NLP with predictive analytics facilitates real-time alignment of workforce capabilities with evolving market demands, contributing to Sustainable Development Goal 8 (Decent Work and Economic Growth).

II. 論文審査結果の要旨

審査対象者： 学籍番号 22177901 氏名 UCHKEMPIROV MURATALY
論文題目 ： PREDICTIVE SUMMARIZATION FOR INTELLIGENT CAREER
 MAPPING

論文審査委員会

審査委員長 Parag Kulkarni
審査員 Jay Rajasekera
審査員 Kayhan Tajeddini

1. Summary of the student's research topic

This research work focuses on development of career mapping for individuals. It takes an approach of predictive summarization for identifying career opportunities and deciding direction for future career. It has used a graph based approach to derive better predictions. Results demonstrate that graph-based approaches significantly outperform traditional vectorized methods in information extraction accuracy. GraphRAG achieved 87% ROUGE F1 scores across multiple LLM architectures. Integration of sentiment analysis scores based on multi-document summarization into performance appraisal systems increased salary increase prediction accuracy to 94%. This research establishes that predictive summarization represents a paradigm shift from reactive to proactive career management systems. The proposed concept enables organizations and individuals to dynamically identify skill gaps, predict career trajectories, labor market shifts, and provide personalized development pathways. The integration of NLP with predictive analytics facilitates real-time alignment of workforce capabilities with evolving market demands, contributing to Sustainable Development Goal 8 (Decent Work and Economic Growth).

2. Final Examination method (oral/written) and content

Final exam was conducted in Oral format on 03 December 2025 where the candidate presented his research work in front of the examiner panel. The presentation included - Motivation, Related work, Methodology, Results and Analysis. The presentation concluded with contributions made by this research work. Examiners asked questions about significance of research, methods, implementation details. Matsuo sensei asked about relationships between different building blocks of predictive summarization and career mapping. Jay sensei asked about methodology and significance of results. Tajeddini sensei asked about business application and practical implementation of this approach. I asked about future enhancements and scope of this work. Candidate satisfactorily answered all the questions raised by the panel.

3. Feedback given to the student during Final Examination

Matsuo sensei and other panel members asked to summarize the different building blocks and in the final chapter establish relationships to depict the complete framework. Jay sensei recommended to work on a few practical aspects. Tajeddini

sensei recommended to add more details about practical applications. The candidate agreed to enhance it has submitted the final thesis with these modifications on 22 Dec 2025.

4. Final Result of the Final Examination

All the members concluded that the research work carried out by the candidate is satisfactory and recommended the thesis for the award of PhD degree. Thus, all panel members recommended result: PASS

氏名・(本籍地)	高野 文仁 (東京)
学位記番号	甲第 64 号
学位の種類	博士 (商学)
学位授与の日付	2026 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	のれん資産の減損と会計的裁量行動
論文審査委員	(主査) 教授 鯖田 豊則
論文審査委員	(副査) 教授 矢澤 則彦
論文審査委員	(副査) 教授 宋 俊憲

I. 論文内容の要旨

1. 目的

日本の会計基準制定主体である企業会計基準委員会は、日本会計基準が会計基準のグローバル・スタンダードである国際財務報告基準とコンバージェンスすることについて、2007 年 8 月に国際会計基準審議会と合意している (ASBJ 2007)。それゆえ、企業会計基準委員会は、現在まで日本会計基準と国際財務報告基準との差異の調整作業を行ってきた。

本論文の目的は、日本会計基準において国際財務報告基準と主要な差異があるのれん資産に関する減損の認識および測定に関する論点に注目して、経営者の会計的裁量行動との関係について考察することである。具体的には、のれん資産の減損に関して、経営者の会計的裁量行動により、認識の非適時性と金額測定の非妥当性の問題が引き起こされているという議論の有無・原因・対応策について明らかにすることである。

まず、議論の根底にある会計処理上の問題についての先行研究を通じて、のれん減損に影響を与える誘因を考察する。その上で、国際財務報告基準を任意適用する日本の上場企業を対象にしたのれん資産の減損と経営者の会計的裁量行動の関係について仮説検証を行なう。

2. 問題の所在

のれん資産に関する減損の認識および測定の議論は、2004年3月にのれん資産の減損処

理に関する国際財務報告基準IFRS第3号が制定され適用された後に生じた。それは、経営者の会計的裁量行動に係る議論であり、国際会計基準審議会を中心に実務界だけではなく学界においても行われた。理由は、国際財務報告基準IFRS第3号において、これまでののれんの規則的償却を廃止して、減損のみのアプローチを採用したためである。言い換えれば、第6章第2節で言及した会計上の保守主義との関連性において示されるように、突然、巨額の減損損失の兆候が発生したとき、規則的償却を廃止したため、規則的償却の緩和効果が働かず、企業の経営成果報告において、経営者の利益調整の可能性が生じることである。

問題の所在は、経営者の期末におけるのれん資産の評価において、のれん減損の認識が遅い、のれん減損の金額が過少であると言われる経営者の利益調整の存在の有無である。この問題の根底には、のれん減損の会計処理上の構造問題として、1) のれん資産取得時の「のれんの取得原価配分の恣意性」、2) のれん資産の期末評価時の「シールドディング効果」および、3) のれん資産の期末評価時の「減損テストの情報の非対称性」がある。これらの問題の詳細は、第2章第2節および第4節で言及される。

1) の「のれんの取得原価配分の恣意性」とは、買収時に取得原価ののれん資産と識別可能な無形資産への配分を経営者が恣意的に行うことで、のれん資産の期末評価時に、利益調整の余地を与える効果である。また、2) の「シールドディング効果」とは、買手企業の「自己創設のれん（資産未計上）」が、売手企業を買収後の「買入のれん（資産計上）」の期末時価評価において、残留して利益調整の余地を与える効果である。3) の「減損テストの情報の非対称性」とは、減損テストの際、資金生成単位の決定、のれんの配分、回収可能額の見積もりは経営者が行い、外部関係者の検証が困難であるため、減損損失を過大評価、過少評価、または、単に認識しないような利益調整が可能となることである。

3. 論文の構成

章立てとして、本論文の構成は、第1章 のれん減損と国際財務報告基準、第2章のれん減損の認識の非適時性と金額測定の非妥当性、第3章 のれん減損の認識および測定と経営者の会計的裁量行動の関係、第4章 財務制限条項による減損への影響、第5章 日本型コーポレート・ガバナンスの特異性、第6章 のれん資産の規則的償却から成る全6章、序章および終章で構成される。

4. 研究の成果

4.1 のれん減損と国際財務報告基準

第1章では、のれんとは何かについて言及し、のれん減損と国際財務報告基準との関係について明らかにした。

まず、第1節において、会計上ののれん資産の発生は、M&Aという企業結合による経済行為により発生し、のれん資産の急速な増加はクロスボーダーM&Aの海外展開に起因していたことを明らかにした。世界に占める日本市場の相対的縮小、とりわけ、労働市場の縮小により、販売市場や生産市場が縮小し、日本の世界に占める相対的なGDP比率の減少が顕著になった。日本企業は、主に製造業を中心として、安価な労働コストを求めて海外進出し、現地法人を設立し、急激な成長を志向し、金で時間を買う戦略としてクロスボーダーM&Aを選択した。その結果、カーブアウト型M&Aや地球的規模型M&Aにより、巨額なのれん資産が増加し、経営者の会計的裁量行動による利益調整を可能にし、巨額なのれん損失リスクの発生の可能性が顕在化した。

次に、第2節において、日本企業はクロスボーダーM&Aにより、国際財務報告基準の適用の必要が生じたことに言及した。つまり、海外事業展開する日本企業は、海外企業との財務情報の比較可能性や連結財務諸表の作成の必要性が生じたのである。財務戦略上の意思決定の観点から、日本の会計基準ばかりではなく、クロスボーダーM&Aに対応した国際財務報告基準の適用が求められたのである。日本会計基準においても、日本企業の海外事業展開および日本の証券取引所の国際化を図るために、日本会計基準と国際財務報告基準へのコンバージェンスが課題となった。海外主要国が資本自由化、経済の国際化、グローバル化される中で日本の金融市場を欧米の先進市場と比肩できるための取り組みが必要になったのである。日本企業の海外展開の志向や政府の取り組みの中で、2014年6月時点、日本の上場企業の国際財務報告基準の適用済企業数は27社であったが、2023年6月時点では254社になった。その結果、東証上場企業3,807社の時価総額843兆円に対して、国際財務報告基準の適用済企業254社の時価総額は377兆円で44.7%を占めるに至ったのである。2025年9月時点では、国際財務報告基準の適用済企業が増加して、290社となった。

さらに、第3節において、国際会計基準審議会の主導で、グローバル・スタンダードを志向する国際財務報告基準と他の国際的会計基準間のコンバージェンスのための会計基準の世界的な差異調整が行われたことを示した。その一環として、企業結合から生じ

たのれんの会計処理に関する差異の調整と改善の取り組みがこれまで継続的になされている。特に、のれん減損の問題を取り上げ、国際会計基準審議会は国際財務報告基準IFRS第3号「企業結合」適用後レビューとして公開討議の方式で技術的および概念的な議論を行ってきた。2015年に国際会計基準審議会は国際財務報告基準IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを公表した。

国際会計基準審議会は適用後レビューで収集した情報について、発見事項と今後の取り組みの中で重要性が高いものとして次の項目を挙げている。(1) のれんの減損テストの有効性および複雑性、(2) のれんの事後の会計処理とし、減損のみのアプローチと償却および減損の併用アプローチとの比較である。具体的な課題は、(a) 減損のみのアプローチ、特に、減損テストの改善によって、提起された懸念の一部（経営者の会計的裁量行動のリスク存在、コストや複雑性の意見）に対処できるかどうか、(b) 減損のみのアプローチによって現在提供されている情報を損なわない償却方法を使用して、償却および減損モデルのバリエーション(選択肢)を開発できるかどうかについて討議がなされた。

その上で、第4節において、国際財務報告基準とのコンバージェンスにあたり、のれん減損の会計処理に関する国際的会計基準間の相違を検証した。国際会計基準審議会は公開討議資料(DP2020; ED2024; BC2024)において、のれんの会計処理に関する討議課題として、主要な4つの項目、① のれんの償却、② 減損テスト、③ 減損の検討過程および④ 減損の検討単位が取り上げられたため、これらの差異について分析を行った。国際会計基準審議会は、2020年の公開討議において提供された多くの意見に基づいて、2024年にのれんの償却を再導入するかどうかを再度検討した。決定に至るにあたり、国際会計基準審議会は、のれんの償却を再導入することにより、次のような効果が得られるという説得力のある根拠があるかどうかを検討した。(a) 事業結合に関して利用者が受け取る情報を大幅に改善すること、(b) コストを大幅に削減することである。

国際会計基準審議会は、総合的に判断して、再導入により、特に上記の効果、(a) 情報提供の改善と(b) コスト削減について、大幅な効果が無いと判断して、のれん償却を再導入することを検討しないとされた。その後ののれんの会計処理には減損のみのモデルを維持することを決定した。

4.2 のれん減損の認識の非適時性と金額測定の非妥当性

第2章では、なぜ、のれん減損の会計処理において、経営者の会計的裁量行動の問題

が生じるのかを検討した。具体的には、先行研究に基づいて、のれん減損の会計的裁量行動に関する会計上のメカニズムに焦点をあてて、のれん減損の認識の非適時性と金額測定の非妥当性について分析を行った。

まず、第1節では、のれん減損問題の根底に横たわる会計的裁量行動に関する会計上のメカニズムに焦点をあてるための前提として、改めて、のれん資産の会計理論上の考え方と制度会計上の位置づけを確認した。のれんの会計理論上の考え方には、差額説、超過収益力説、識別不能無形資産説およびシナジー的のれん説の考え方があることを確認した。国際財務報告基準は、のれん資産の認識測定については、差額説であり、しかし、のれんの本来の構成要素について、コアのれんとの表現から超過収益力やシナジー的のれん説の考え方をもつ構成要素を含んでいることが推測された。

次に、第2節では、経営者の会計的裁量行動を引き起こす原因として、会計構造におけるシールドイング効果である自己創設のれんの混在やのれんの取得原価の配分の問題が根底にあると言われているはなぜかについて検討した。

シールドイング効果の問題は、買手企業の「自己創設のれん（資産未計上）」が売手企業を買収後の「買入のれん（資産計上）」の期末時価評価において、混在して利益調整の余地を与える効果があるからである。国際会計基準審議会と日本の企業会計基準委員会は、のれん減損認識が適時に行われない固有の要因として、買手企業の有する自己創設のれんが引き起こすシールドイング効果問題を挙げている。ヘッドルーム・アプローチは、IAS第36号の減損テストを改善する有力な案として、2016年3月にIASBスタッフにより提案された(IASB 2016a)、しかし、2020年のディスカッションペーパーにおいて、IASBは、現行の減損のみのアプローチの有効性について、ヘッドルーム・アプローチによって、合理的なコストで改善できないという予備的見解を公表して、ヘッドルーム・アプローチを取り下げた(IASB 2020)。

のれんの取得原価の配分の問題は、無形資産とのれんの区分に経営者の自由裁量の余地があり、期末評価時における費用金額に大きな影響を与えるからである。配分次第で将来にわたって報告利益に大きな違いが生じる。このことは、取得原価の配分において、経営者が会計的裁量行動により、他の無形資産に比して、のれんを過大および過少計上することを可能とする動機と機会のリスクが潜在していることを意味する。

さらに、第3節では、のれん減損に関する認識の非適時性と金額測定の非妥当性を引き起こしている経営者の会計的裁量行動の手法を取り上げた。経営者が行う会計的裁量行動の形態は、1) 利益増加型、2) 利益減少型、3) ビッグバス、および 4) 利益平準化の

4つの手法を検討した(首藤 2013)。ビッグバスについては、日産自動車のV字回復と疑われた事例を取り上げ、会計基準内での会計基準の選択・変更や見積もりにより、6,000億円にもものぼる利益調整が可能となることに驚嘆した。しかし、V字回復を演出するための利益調整であるとする見解(適正表示仮説)と、財務諸表の適正表示のための正当な会計処理であるとする見解(適正表示仮説)を対比して考察している。結論として、両方の仮説が見事に妥当しているという見解を述べている(桜井 2023)。

第4節では、経営者の会計的裁量行動のモラルハザードを監視する方法として会計監査の機能から、のれん減損の認識の非適時性と金額測定の非妥当性に関する問題を検討する。具体的には、日本企業の会計監査を担当している監査人を対象としたサーベイ研究報告書を取り上げた(徳賀など 2021)。結果として、のれん減損に対する会計監査が経営者の会計的裁量行動を監視する役割を十分に機能していないことが明らかになった。日本の監査人が減損処理のみ(米国会計基準・国際財務報告基準)について、認識の適時性と適切な金額の見積もりをしたとの回答が50%以下であった。このことは、のれん減損による経営者の会計的裁量行動について、かなりの余地があることを意味する。会計監査による経営者のモラルハザードに対する監視機能の限界を認識した。その原因が、会計基準の不備、会計監査の限界、見積もり・将来予測の困難、ガバナンスの脆弱性等が挙げられ、のれん減損認識の適時性と適切な金額の見積もり問題の改善の難しさを示していた。

第5節において、国際会計基準IAS第1号(1997, 125)において「見積りの不確実性の発生要因」の開示について言及した。日本会計基準においても、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を公表した。2021年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用が強制された。会計上の見積りの開示の強制の機運が会計的裁量行動の抑制になることが期待される。

4.3 のれん減損の認識および測定と経営者の会計的裁量行動の関係

第3章において、まず、海外の先行研究を整理して、のれん減損の認識・測定への影響誘因として、企業の企業成果誘因、債務水準および負債比率仮説、会計的裁量行動の手段、欧米型コーポレート・ガバナンス統制を抽出した。

抽出した誘因を経済的代理変数として、のれん減損と経営者の会計的裁量行動の関係について、次の仮説を設定して検証を行った。

仮説 1：企業の事業成果と報告されたのれん減損損失の間には重要な関連がある。

仮説 2：債務の水準と報告されたのれん減損損失の間には重要な関連がある。

仮説 3：減損前利益が異常に低い、または異常に高い企業は、より多額なのれん減損を報告する可能性が高くなる。

仮説 4：最近 CEO が交代した企業は、より多額なのれん減損を報告する可能性が高くなる。

仮説 5：より強力なコーポレート・ガバナンスを持つ企業は、経営者の会計的裁量行動の影響を受けたのれん減損を報告する可能性が低くなる。

対象サンプルについては、国際財務報告基準を任意適用する日本企業について、基準年度決算期 2021 年 3 月から 2022 年 2 月までの期間の有効サンプル 188 を算出して、次年度を含めて 5 年間の有効サンプル 827 を対象とした。

のれん減損損失の決定要因を検証するために、多変量トービット回帰分析を行い、分析結果は 図表 1 に示された。

発見事項は次のとおりであった。1) 仮説 1 について、企業の事業成果誘因と報告されたのれんの減損損失と関連性は、企業ののれん資産額の大小や ROA(総資産税引前利益率)の増減がのれん減損損失の認識・計上へ大きな影響を与え、利益調整が行使されていることが推測された。2) 仮説 2 について、債務水準誘因と報告されたのれんの減損損失と関連性は、報告された DEBT RATIO(総資産に対する総負債の比率)が高くなればなるほど、減損損失の計上は少なくなるという重要な関連を示した。詳細な分析のために、財務制限条項を締結している国際財務報告基準適用の日本企業のサンプルを対象にして、のれん減損への影響要因として、影響度のレベルを分析が必要であろう。この点については、頑健性(ロバスト)テストとして、第 4 章で、財務制限条項とのれん減損の関係を仮説検証した。

図表1 多変量トービット回帰分析:のれん減損損失の決定要因

変数	予測	係数	標準誤差	Z統計	p値	VIF
企業成果変数						
B/M	+	-0.003	0.005	-0.540	0.590	1.513
GWA	+	0.007	0.028	0.240	0.814	1.679
△TURNOVER	-	-0.016	0.019	-0.840	0.402	1.162
△OCF	-	-0.047	0.045	-1.060	0.291	1.195
ROA	-	-0.281	0.058	-4.800	0.000 ***	1.978
債務水準変数						
DEBT-RATIO	?	-0.033	0.018	-1.810	0.070 *	1.557
裁量行動変数						
BATH	-	0.011	0.086	0.130	0.894	1.367
SMOOTH	+	0.626	0.056	11.110	0.000 ***	1.364
△CEO	+	0.005	0.008	0.630	0.528	1.068
コーポレート・ガバナンス変数						
BINDEP	+	-0.008	0.004	-2.170	0.030 **	1.041
SEPCHAIR	+	0.007	0.007	0.970	0.332	1.134
BLOCK	+	0.001	0.013	0.050	0.958	1.222
EXEOWN	+	0.048	0.037	1.310	0.191	1.518
コントロール変数						
ADD	+	0.017	0.008	2.060	0.039 **	2.131
JPLIST	+	0.001	0.010	0.070	0.941	3.106
YEND	?	0.003	0.006	0.480	0.629	1.209
SIZE	?	0.002	0.003	0.730	0.466	4.823
Cox & Snellの 疑似決定係数(R²) 0.066						

(注)p 値の有意水準について、10%より下回った場合(*), 5%より下回った場合(**), 1%より下回った場合 (***) と表記した。

3) 仮説3と仮説4について、裁量行動誘因と報告されたのれんの減損損失と関連性は、SMOOTH (利益の平準化)のみが、報告されたのれん減損との間には重要な関係性があり、収益性が良い時、経営者による利益平準化の調整が行使していることが推測された。4) 仮説5について、欧米型コーポレート・ガバナンス統制と報告されたのれんの減損損失と関連性は、唯一、役員持株比率の代理変数が企業規律に影響を与えていることが示した。しかし、グローバル・スタンダードレベルの他の欧米型のコーポレート・ガバナンス代理変数は規制や規律を与える影響を示さなかった。この検証結果は日本企業ののれん減損に関する裁量行動について、グローバル・スタンダードレベルの欧米型コーポレート・ガバナンス代理変数が何らかの規制や規律を与える影響を持たないことが推測された。この点に関して、頑健性(ロバスト)テストのため、第5章で日本型コーポレート・ガバナンスの特徴を調査して、その特徴を代理する説明変数が経営者

のれん減損損失の認識と測定の決定にいかに関与するかを仮説検証した。

上記の第3章の仮説検証の結果を踏まえ、頑健性(ロバスト)テストとして、第4章で債務水準について、財務制限条項とのれん減損損失の関係の検証を行い、さらに、第5章でコーポレート・ガバナンスについて、日本型コーポレート・ガバナンスとのれん減損損失の関係の検証を行った。

4.4 財務制限条項によるのれん減損への影響

債務水準問題、特に、金融機関と締結している債務契約である財務制限条項の管理は、企業の財務戦略として重要な問題である。近年になって、日本の財務制限条項を取り巻く環境が大きく変化し影響が高まっている。具体的には、財務制限条項の設定対象が以前は、主に社債であったが、複数の金融機関による融資(ローン・シンジケーション)へ変わった。その変化は、有価証券報告書における財務制限条項の開示を行う企業について、2002年以前では、0社であったが、2012年では400社近くが開示された(辻, 2016)。この財務制限条項の開示の増加傾向を受けて、金融庁は全ての上場企業に対して、2025年3月31日以後に終了する事業年度から、有価証券報告書において財務制限条項の開示を義務付けた。

頑健性(ロバスト)テストとして、第4章では、のれん減損と経営者の会計的裁量行動の関連性について、企業が金融機関と締結している財務制限条項の影響に焦点を当て、仮説を設定し検証した。

第3章では、負債比率仮説に基づき、のれん減損の影響要因と推定される債務水準と経営者の会計的裁量行動との関係を分析および検証した。債務水準は公表されている財務情報からの傾向を把握するための経済的代理変数として有用である。第4章では、詳細な分析のために、Watts and Zimmerman (1986) の財務制限条項と経営者の裁量行動における会計手続き選択に関する理論の債務条項仮説に基づき仮説設定を行った。具体的には、金融機関と締結した財務制限条項に注目して、債権者である金融機関と契約した「会計数値に基いた特定の制限条項」に抵触しているかにより、経営者の会計的裁量行動に与える影響の検証を行った。

国際財務報告基準適用の日本企業で、財務制限条項を締結し、かつ、有価証券報告書に開示している企業の2018年3月から2023年2月までの5年間の244サンプル対象にして、のれん減損への影響度レベルの分析を実施した。仮説検証のため、次の2つの仮説を設定した。

仮説 1: 融資契約の財務制限条項を締結後、純資産維持条項の抵触余裕度（スラック）が少ない企業は、のれん減損費用の計上が少ない。

仮説 2: 融資契約の財務制限条項を締結後、利益維持条項の抵触余裕度（スラック）が少ない企業は、のれん減損費用の計上が少ない。

まず、抵触余裕度(スラック)に係るヒストグラムを用いた分析を行い、条項抵触に係るスラック(実績値 - 抵触基準値)を算出し、その分布をもって抵触回避を目的とした利益調整の存在を検出した。抵触回避を目的に利益調整が行われるのであれば、スラックの分布はゼロ付近で歪み、かろうじて抵触を回避した企業が比較的に多いことが観察される。経営者による減益回避の利益調整行動の可能性が推測された。抵触余裕度(スラック)に係るヒストグラムを用いた分析結果、純資産維持条項の抵触余裕度(スラック)と利益維持条項の抵触余裕度(スラック)の少ない企業の数が比較的に多いことが観察され、経営者による減益回避の利益調整行動の可能性が推測された。

のれん減損と財務制限条項の関連性について、経営者の会計的裁量行動の影響に焦点をあてた多変量トービット回帰分析を実施した。まず、図表 2 は純資産維持条項とのれん減損の決定要因の関係についての検証結果を示す。

図表 2 純資産維持条項とのれん減損の決定要因

変数	係数	標準誤差	Z統計	p値	
財務制限条項変数					
純資産維持条項スラック	-0.084	0.030	-2.830	0.005	***
裁量的会計高変数					
Jones モデル	0.204	0.076	2.700	0.007	***
修正Jones モデル	-0.482	0.110	-4.400	0.000	***
CFO修正Jones モデル	0.038	0.051	0.760	0.449	
ROA修正Jones モデル	0.251	0.054	4.650	0.000	***
のれん資産変数					
GWA(期首のれん資産)	0.034	0.021	1.590	0.111	
裁量行動変数					
BATH(ビック・バス)	-0.080	0.084	-0.960	0.336	
SMOOTH(利益平準化)	0.144	0.053	2.700	0.007	***
コントロール変数					
ADD (のれんの追加)	0.006	0.007	0.940	0.347	
JPLIST(時価総額レベル)	0.004	0.008	0.470	0.641	
YEND(決算日)	0.000	0.005	-0.040	0.970	
SIZE (企業規模)	0.002	0.002	0.800	0.421	
Cox & Snellの 疑似決定係数(R2)	0.045				

(注)p 値の有意水準について、10%より下回った場合(*), 5%より下回った場合(**), 1%より下回った場合 (***) と表記した。

仮説 1 の純資産維持条項とのれん減損の決定要因について、分析結果は、財務制限条項変数の純資産維持条項スラックにおいては、のれん減損との関係は有意であった。負債水準が高くなり純資産が前年に比して低くなるにつれて、のれん減損水準の傾向が上昇し、これに対して、経営者ののれん減損金額を低く調整する利益調整行動が推測された。裁量的会計高変数の内、Jones モデルと ROA 修正 Jones モデルは正を示し、有意であった。修正 Jones モデルは負を示し、有意であった。この結果は裁量的発生高の増減に応じて、のれん減損により利益調整行動がなされたことが示唆された。さらに、裁量行動変数の SMOOTH(利益平準化)は正で有意であり、利益の増減に応じて、のれん減損により利益調整行動がなされたことが推測された。

図表 3 は、利益維持条項とのれん減損の決定要因との関係についての検証結果を示す。

図表 3 利益維持条項とのれん減損の決定要因

変数	係数	標準誤差	Z統計	p値
財務制限条項変数				
利益維持条項スラック	0.023	0.040	0.590	0.557
裁量的会計高変数				
Jones モデル	0.175	0.078	2.250	0.025 **
修正Jones モデル	-0.446	0.113	-3.960	0.000 ***
CFO修正Jones モデル	0.024	0.052	0.460	0.644
ROA修正Jones モデル	0.255	0.056	4.550	0.000 ***
のれん資産変数				
GWA(期首のれん資産)	0.032	0.022	1.440	0.150
裁量行動変数				
BATH(ビック・バス)	-0.154	0.083	-1.860	0.062 *
SMOOTH(利益平準化)	0.089	0.051	1.740	0.081 *
コントロール変数				
ADD (のれんの追加)	0.007	0.007	1.020	0.307
JPLIST(時価総額レベル)	0.002	0.008	0.210	0.831
YEND(決算日)	-0.001	0.006	-0.160	0.875
SIZE (企業規模)	0.002	0.002	0.930	0.354
Cox & Snellの 疑似決定係数(R ²)	0.047			

(注) p 値は、有意確率を示す。p 値が 0.1 (10%) より下回った場合: (*), 0.05 (5%) より下回った場合: (**), 0.01 (1%) より下回った場合: (***) と表記する。

仮説 2 の利益維持条項とのれん減損の決定要因について、分析結果から、裏付けがない会計発生高 (total accruals) の構成要素である非裁量的発生高が大きく影響して、現金主義と発生主義の相違から生じる必然的な差異を意味する非裁量的発生高が大きく影響し、かつ、キャッシュ・フローからの影響もあったことが推測された。理由は、裁量的発生高変数の Jones モデルと ROA 修正 Jones モデルは正を示し、および、修正 Jones モデル(Z=-3.960)は負を示し、有意であったが、利益維持条項スラックが正で有意を示さなかったからである。裁量行動変数の BATH(ビック・バス)と SMOOTH(利益平準化)は有意であったため、利益の増減に応じて、のれん減損により利益調整行動がなされたことが推測された。

そうじて、財務制限条項とのれん減損の決定要因の分析結果から、経営者の会計的

裁量行動の関連性について、財務制限条項への影響が推測された。

4.5 日本型コーポレート・ガバナンスの特異性

第5章では、第3章の頑健性(ロバスト)テストとして、のれん減損と経営者の会計的裁量行動の関連性について、日本型コーポレート・ガバナンスの影響に焦点を当て、仮説を設定して、多変量回帰分析を使用して検証した。

第3章において、欧米型コーポレート・ガバナンスの構造と影響について、いかにのれん減損の影響要因として関係を持つかを仮説検証した。しかし、欧米型コーポレート・ガバナンス変数について、独立非常勤取締役・常勤監査役の数の取締役会および監査役メンバーの総数で除した比率が有意性を示したことを除いて、のれん減損損失における経営者の会計的裁量行動に対して、統制・制御を与える影響が示されなかった。この結果はコーポレート・ガバナンスの構造と影響について、日本企業と欧米企業では置かれている状況が異なると推測された。

そこで、日本のコーポレート・ガバナンスに関する先行研究を参照し、日本型のコーポレート・ガバナンスの特異性と変化を検討して、のれん減損への影響誘因を抽出した。結果、日本型コーポレート・ガバナンスの特異性を示す代理変数として、①メインバンク、②株式持ち合い、③日本型雇用システム、④内部昇進者からなる取締役会が抽出された。

回帰式に組み込んで仮説検証するためには、当然、第3節で検討した日本型コーポレート・ガバナンスの変化である①メインバンクの後退、②持ち合い解消、③外国人投資家を考慮して説明変数を決定する必要があった。

次のように、説明変数を設定した。1)メインバンクについては、総資産に占めるメインバンクを含む金融機関からの短期・長期の借入・社債の比率(B-DEBT RATIO)、2)株式持ち合いについては、発行済株式に占める安定株主の比率(S-BLOCK)、3)日本型雇用システムについては、役員報酬分配率による業務連動報酬の導入の効果(D-COMP RATIO)、4)内部昇進者からなる取締役会(BINDEP)。

説明変数に関して、のれん減損への影響要因を検証するために、次の仮説を設定して検証した。仮説1は企業の事業成果変数、仮説2は裁量行動変数からの影響要因として、加えて、日本型コーポレート・ガバナンス変数からの影響要因として、仮説3はB-DEBT RATIO、仮説4はS-BLOCK、仮説5はS-BLOCKおよび仮説6はBINDEPに関して仮説を設定した。

- 仮説 1: 企業の事業成果と報告されたのれん減損損失との間には重要な関連がある。
- 仮説 2: 減損前利益が異常に低い、または異常に高い企業は、より多額ののれん減損を報告する可能性が高くなる。
- 仮説 3: 金融機関債務の水準と報告されたのれんの減損損失との間には重要な関連がある。
- 仮説 4: より強力な安定株主を持つ企業は、経営者の会計的裁量行動を反映したのれん減損を報告する可能性が低くなる。
- 仮説 5: 高い役員報酬分配率を持つ企業は、経営者の会計的裁量行動を反映したのれん減損を報告する可能性が低くなる。
- 仮説 6: より多くの独立非常勤取締役および独立非常勤監査役を持つ企業は、経営者の会計的裁量行動を反映したのれん減損を報告する可能性が低くなる。

分析対象サンプルは、第 3 章と同様に、2018 年 3 月 1 日から 2023 年 2 月末までに決算日到来する期間の 5 年間について、日本取引所グループに上場し、国際財務報告基準を任意適用していた企業の有効サンプル 827 を対象とした。

詳細を分析するために、日本型コーポレート・ガバナンス指標に注目して、主成分分析を用いて、日本型コーポレート・ガバナンスの根底にある次元または構造を特定し、各要因に関連する指標を特定した。主成分分析を用いる理由は、コーポレート・ガバナンスの複雑で多次元的な性質についての定説が存在しないため、のれん減損に対する経営者の利益調整行動を制約する役割についてより強力な結論を引き出すことができるからである。

図表 4 に示すように、4 つの主成分の因子負荷量を報告した。主成分分析は、コーポレート・ガバナンスの質とより安定した見積もりの収量に対して、個々のコーポレート・ガバナンス変数を異なる次元を捉えるより信頼性が高められ、有効な要因にグループ化するための感度分析として、この研究で使用された。固有値が 1 より大きい因子は保持される。個々のコーポレート・ガバナンス変数の総差異の 100%を共同で説明する 4 つの要因（主成分）が示される。

図表 4 主成分分析に基づくコーポレート・ガバナンス変数

(A) Factor loading 因子負荷量								
Variable 変数	Principal component 1 主成分1		Principal component 2 主成分2		Principal component 3 主成分3		Principal component 4 主成分4	
B-DEBT RATIO	-0.417	*	0.364		-0.832	*	0.042	
S-BLOCK	-0.671	*	-0.111		0.253		-0.688	*
D-COMP	-0.333		0.701	*	0.494	*	0.393	
BINDEP	0.514	*	0.604	*	-0.025		-0.608	*

(B) Description 説明				
	CG-PC1	CG-PC2	CG-PC3	CG-PC4
	monitoring versus managerial ownership	executive directors' compensation versus board independence	monitoring versus executive directors' compensation	blockholders versus board independence
	監視と管理所有権	役員報酬と 取締役会の独立性	監視と役員報酬	大株主と 取締役会の独立性
Eigenvalue 固有値	1.047	1.010	0.986	0.955
Variance explained 分散の説明(寄与率)	27.4%	25.5%	24.3%	22.80%
Variance explained (cumulative) 分散の説明(累積寄与率)	27.4%	52.9%	77.2%	100.00%

(注 1) (A)は保持された4つの主成分の因子負荷量を報告する。*の付いた数字は、絶対値で0.4を超える因子負荷量を示している。

(注 2) (B)は絶対値が0.40を超える因子負荷量を示すガバナンス変数に基づいて、各主成分に割り当てられた変数を報告する。(B)の下3行は、各主成分に割り当てられた固有値と、各主成分によって個別かつ累積的に説明されるガバナンス変数の総分散の割合を示している。固有値は元のデータをどれくらい説明できているかを示す指標で、基本的には1以上であれば十分に説明できていると判断する。

(注 3) 寄与率はその主成分がデータ全体を何%説明しているかを示すもので、直感的にその主成分の重要度を理解することができる指標である。この固有値と寄与率をみて、第何主成分までを使って分析するかを判断することができる。また、第1主成分から第4主成分の寄与率の合計を累積寄与率と言う。

まず、第1の因子CG-PC1は、B-DEBIT RATIO(金融機関からの借入債務・社債と総資産の比率)及びS-BLOCK(発行済み株式に占める安定株主の比率)と負の相関があり、

BINDEP(外部役員比率)と正の相関があった。この要因は、「監視と管理所有権」を示し、メインバンクを含む金融機関と大株主および外部役員監視力を示した。次に、第2因子CG-PC2はD-COMP(役員報酬分配率)とBINDEP(外部役員比率)と正の相関がある。この要因は、「役員報酬と取締役会の独立性」を示し、役員報酬の利害関係と取締役会の独立性に対する懸念を反映していた。加えて、第3の因子CG-PC3はB-DEBIT RATIO(金融機関からの借入債務・社債と総資産の比率)は負の相関があり、D-COMP(役員報酬分配率)と正の相関があった。この要因は、「監視と役員報酬」を示し、メインバンクを含む金融機関の監視力と経営者の役員報酬との相関を示した。最後に、第4の因子CG-PC4はS-BLOCK(発行済み株式に占める安定株主の比率)とBINDEP(外部役員比率)と負の相関があった。この要因は、「大株主と取締役会の独立性」を示し、大株主と取締役会の独立性を示した。

図表5は、頑健性(ロバスト)テストとして、のれんの減損損失の決定要因に関して、日本型コーポレート・ガバナンスの要因に主成分分析を取り入れた多変量回帰の結果を示す。

仮説1について、企業の事業成果誘因と報告されたのれんの減損損失と関連性は、ROA(総資産税引前利益率)が負で有意を示し、利益が減少した時にのれん減損損失の認識・計上へ大きな影響を与え、利益調整が行使されていることが推測された。仮説2については、裁量行動誘因と報告されたのれんの減損損失と関連性は、SMOOTH(利益の平準化)が正で有意を示し、報告されたのれん減損との間には重要な関係性があり、収益性が良い時、経営者による利益平準化の調整が行使されていることが推測された。

日本型コーポレート・ガバナンス変数の内、まず、第1の因子CG-PC1は、仮説3に関するB-DEBIT RATIO(金融機関からの借入債務・社債と総資産の比率)、仮説4に関するS-BLOCK(発行済株式に占める安定株主の比率)、および、仮説6に関するBINDEP(外部役員比率)と相関があり有意であった。この結果は金融機関、安定株主および外部役員「監視と管理所有権」により、経営者の裁量的行動が規制・制御されたことが推測された。次に、第4の因子CG-PC4は、仮説3に関するS-BLOCK(発行済み株式に占める安定株主の比率)と、仮説6に関するBINDEP(外部役員比率)と相関を示し、有意であった。この要因は、安定株主と外部役員「大株主と取締役会の独立性」により、経営者の裁量的行動が規制・制御されたことが推測された。第2の因子CG-PC2と第3の因子CG-PC3は有意を示さなかった。理由は、主に、仮説5に関する役員報酬分配率による経営者の裁量的行動が規制・制御効果は有意を示さなかったからである。日本企業

において役員報酬分配率はまだ高くなく、役員と社員の報酬格差は、欧米と比較して日本は少ないため、業績連動報酬のインセンティブの影響が小さいと推測された。

図表 5 コーポレート・ガバナンス主成分分析要因の回帰分析

変数	予測	係数	標準誤差	Z統計	p値	VIF
企業成果変数						
GWA	+	0.003	0.027	0.090	0.925	1.644
△OCF	+	-0.056	0.041	-1.350	0.177	1.107
ROA	-	-0.252	0.052	-4.820	0.000 ***	1.540
裁量行動変数						
BATH	-	-0.044	0.063	-0.690	0.489	1.158
SMOOTH	+	0.704	0.055	12.840	0.000 ***	1.399
日本型コーポレート・ガバナンス変数						
CG-PC1	+	-0.006	0.003	-2.220	0.026 **	1.118
CG-PC2	+	-0.002	0.003	-0.720	0.470	1.115
CG-PC3	+	0.001	0.003	0.450	0.653	1.099
CG-PC4	+	0.006	0.003	2.030	0.042 **	1.040
コントロール変数						
ADD	+	0.016	0.008	1.960	0.050 *	2.106
JPLIST	+	0.005	0.008	0.660	0.507	2.329
YEND	?	0.002	0.006	0.260	0.796	1.177
SIZE	?	0.001	0.002	0.210	0.832	3.632
McFaddenの 疑似決定係数 0.035 (R ²)						

(注) p 値は、有意確率を示す。p 値が 0.1 (10%) より下回った場合: (*), 0.05 (5%) より下回った場合: (**), 0.01 (1%) より下回った場合: (***) と表記する。

そうじて、日本型コーポレート・ガバナンスにおいて、金融機関、安定株主および外部役員による「監視と管理所有権」と「大株主と取締役会の独立性」がのれん減損の認識と測定において、経営者の会計的裁量行動を規制・制御する機能を果たしていることが推測された。

4.6 のれん資産の規則的償却

第 6 章では、なぜ、日本会計基準はのれんの規則的償却を要求しているのかについて言及し、規則的償却がのれん資産の費用化に伴う経営者による会計的裁量行動からの影響を低減する重要な機能を有していることについて言及する。

日本の会計基準制定主体である企業会計基準委員会は、のれん資産の費用化において、規則的償却と減損アプローチの両方の処理を強制適用すべき立場をとっている。

まず、のれんの規則的償却を主張する修正国際基準を検討した。修正国際基準は、概ね、のれんの規則的償却以外の国際財務報告基準(IFRS)の規則を認めている。のれんが計上される発生主義会計と時価主義会計の会計処理の構造的な問題として、シールドディング問題である自己創設のれんの混在やのれんの取得原価の配分の問題が存在している以上、現行会計制度を前提とした場合、経営者の会計的裁量行動を制御することは難しい。のれん資産の減損の認識および測定に関して、減損のみのアプローチにより、非適時性と金額の非妥当性を引き起こしている経営者の会計的裁量行動のリスクを低減する方策がない。そのような状況の中で、修正国際基準は、突然の巨額な減損損失を緩和・抑制する効果である会計上の保守主義を持つ規則的償却を強制適用すべき立場を主張している。

次に、その主張の根拠となる会計上の保守主義との関係を考察した。条件付保守主義である減損のみのアプローチが適用される場合には、減損の兆候を認識して、多額の減損損失が計上される。これに対して、無条件保守主義である規則的償却を併用する場合には、条件付保守主義の適用である減損の影響が無効化・抑制される。こうした無条件保守主義の機能は、会計上のスラック(accounting slack) = 無効化・抑制効果と言われている。「減損損失のみ」の条件付保守主義に基づく会計処理の適用下では、のれん減損テスト時の第三者による検証不可能な見積りにより、経営者の裁量行動の余地があり、減損が過少になるリスクが存在する。

さらに、2016年の企業会計基準委員会ののれん資産の費用化に関する定量的調査を参照した。加えて、図表6のように、近年の2018年3月から2023年2月までの5年間を対象とした日本の上場企業の時価総額TOP300のデータに基づき、のれん資産の費用化に関する定量的調査を実施し分析を行った。対象サンプルは、東京証券取引所に上場していた企業3,051社の時価総額734兆円の内、高い順位からTOP300社を対象にした。このTOP300社の時価総額588兆円は、東京証券取引所に上場していた企業3,051社の全時価総額の80.1%を示していた。

図表6 各会計基準ののれん資産の費用化

期間			のれん資産の費用化(百万円)						期首のれん資産の費用化率(%)			
			有効 サンプル	期首 のれん 資産	のれん 償却費	(有り) 観測数	のれん 減損損失	(有り) 観測数	のれん 費用合計	のれん 償却費	のれん 減損損失	のれん 費用合計
記号	自	至	社数	①	②		③		④=②+③	⑤=②/①	⑥=③/①	⑦=④/①
全会計基準の合計												
t	2022/3-	2023/2	183	37,820,481	333,211	64	196,102	35	529,313	0.9%	0.5%	1.4%
t-1	2021/3-	2022/2	177	31,238,251	276,125	61	430,442	40	706,567	0.9%	1.4%	2.3%
t-2	2020/3-	2021/2	175	29,424,185	205,918	63	483,416	38	689,334	0.7%	1.6%	2.3%
t-3	2019/3-	2020/2	169	23,303,265	214,478	63	251,888	85	466,366	0.9%	1.1%	2.0%
t-4	2018/3-	2019/2	170	21,939,363	213,760	69	201,323	28	415,083	1.0%	0.9%	1.9%
国際財務報告基準(IFRS)												
t	2022/3-	2023/2	99	31,348,788	0	0	150,590	29	150,590	0.0%	0.5%	0.5%
t1	2021/3-	2022/2	94	25,651,755	0	0	362,818	33	362,818	0.0%	1.4%	1.4%
t-2	2020/3-	2021/2	86	24,314,557	0	0	424,421	29	424,421	0.0%	1.7%	1.7%
t-3	2019/3-	2020/2	78	18,083,002	0	0	251,123	27	251,123	0.0%	1.4%	1.4%
t-4	2018/3-	2019/2	66	16,507,474	0	0	199,303	25	199,303	0.0%	1.2%	1.2%
日本会計基準												
t	2022/3-	2023/2	78	3,935,489	333,211	64	6,005	4	339,216	8.5%	0.2%	8.6%
t1	2021/3-	2022/2	75	2,598,160	276,125	61	797	3	276,922	10.6%	0.0%	10.7%
t-2	2020/3-	2021/2	81	2,211,146	205,918	63	7,553	5	213,471	9.3%	0.3%	9.7%
t-3	2019/3-	2020/2	83	2,339,838	214,478	63	765	2	215,243	9.2%	0.0%	9.2%
t-4	2018/3-	2019/2	93	2,252,310	213,760	69	2,020	3	215,780	9.5%	0.1%	9.6%
米国会計基準												
t	2022/3-	2023/2	6	2,536,204	0	0	39,507	2	39,507	0.0%	1.6%	1.6%
t1	2021/3-	2022/2	8	2,988,336	0	0	66,827	4	66,827	0.0%	2.2%	2.2%
t-2	2020/3-	2021/2	8	2,898,482	0	0	51,442	4	51,442	0.0%	1.8%	1.8%
t-3	2019/3-	2020/2	8	2,880,425	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
t-4	2018/3-	2019/2	11	3,179,579	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%

国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準において、前年度末ののれんの残高金額に対するのれんの費用化額の程度は約0%から2.2%の範囲にあった。日本会計基準は約8.6%から10.7%と高い。理由は、日本会計基準がのれん償却と減損損失の両方を行っているためであるが、大方、償却による。

米国会計基準は2001年にのれんの規則的償却を止めて、減損のみのアプローチへ変更した(SFAS 2001, par.18)。国際財務報告基準は2004年にIFRS第3号および国際会計基準IAS第36号を規定して、のれんの規則的償却を止めて、減損のみのアプローチへ変更した。現在まで部分的な改訂がなされたが、基本的な減損テストの手法や手続きに大きな変更はなされていない。

その上で、のれん資産の償却期間の妥当性について検討した。米国の超過利益の減価についての調査においては、超過利益は5年までに急速に消失して、残りも10年程度でほとんど消失するということが示されていた。最終的には利益率は平均に回帰することを示していた。企業業績を5階層から10階層に分けて調査をした場合、最も業績のよい企業群の超過収益は低下しないということが示されていた。この超過利益の落ちない企業群は、

おそらく独占的あるいは寡占的な超過利潤を享受できているからと思われる。あるいは合併企業が被合併企業ののれん価値を維持するため、取得のれんが自己創設のれんに置き変わる。自己創設のれんのオンバランスを認めないという原則に照らして、やはり短期間で償却すべきではないかという意見がある。

日本の調査では、1983年から2009年の法人企業統計を用いて調査したものがある。この結果は、日本企業の超過利益は5年で大体6から8割が消滅しているということが示されている。もう少し詳しく述べると、営業利益で65%、経常利益で75%、純利益で85%の超過利益が消失すると指摘している。

もしこののれんの償却期間を以上のような学術的調査に基づいて決めるとすると、のれんの償却期間は5年前後（5年～7年）ののれんの価値の持続期間内とすべきである。2015年の企業会計基準委員会のリサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」によると、のれんを償却している具体的な年数に言及している135社が提供している開示によると、5年：74社、10年：13社、20年：19社、その他の期間：29社を示している。

のれんの巨額減損リスクについては、買収時と買収後の対応策がある。買収時には、のれんの計上額の評価は適切に行われるように、また異常な高値の買い物とならないように、関連法規からの対応策として、財務、税務や法務の制度規制や基準に準拠したデューデリジェンス（資産価値の査定手続）と言われるハード・コントロールの実施が必要とされる。また、自主規制などのソフト・コントロールとして、経営統合プロセス・マネジメントであるPMI（ポスト・マネージャー・インテグレーション）がある。買収価格を決定する際、デューデリジェンス報告書に基づき、企業価値評価に経営統合のマネジメントであるPMI（ポスト・マネージャー・インテグレーション）の効果を織り込んだ期待値ともいえるプレミアムを加えて決める必要がある。ここで、PMIとは、期待したM&Aによる統合効果を確実にするための統合プロセス・マネジメントを意味し、このプロセスが十分であるかにより、買収後の相乗効果の成果や巨額の減損リスクの削減・回避の程度が異なってくる。

買収後、企業組織内の連結財務情報の決算処理システムにガバナンスとモニタリングの仕組みを構築・運用し、経営統合プロセスのリスクマネジメントが十分に実施されていれば、減損損失リスクも最小限にすることも可能となる。しかしながら、会計構造におけるシールド効果である自己創設のれんの混在からくる減損テストの資産評価を歪める問題や経営者が行う回収可能価額の見積もりの恣意性を第三者が検証・制

御できない問題があり、事前に巨大減損リスクを防ぐことが困難である現状が存在する。

「各会計基準ののれん資産の費用化」の分析で検討したように、日本会計基準においては、のれんの規則的償却を実施しているため、突然の巨額な のれん 損失の発生リスクの可能性は低い。今日の経済社会において、急速な技術革新や市場変化により、提供されている製品やサービスモデルの市場価値の寿命は短くなっている。買収された企業の のれん の価値は年と共に減額してゆくと考えることが妥当である。取得後の のれん の価値を維持したり、増加させるためには、買収した企業が企業内において追加的なイノベーション投資が必要となり、それにより買収時の買入の のれん の価値の減額を補う自己創設のれんが形成され加えられると考えるべきである。したがって、本論文で言及したように、会計上の保守主義の原則に立ち返り、条件付保守主義の適用である のれん の減損処理から生じる巨額の のれん 減損損失の発生を低減するために、同時に、無条件保守主義の適用である規則的償却を実施すべきである。

5. 結論

本論文の目的は、のれん資産の減損の認識および測定に関して、非適時性と金額の非妥当性を引き起こしている経営者の会計的裁量行動の有無・原因・対応策について明らかにすることであった。

5-1. 経営者の会計的裁量行動の有無

のれん資産の減損の認識および測定に関して、のれんの費用化について、規則的償却を廃止して、減損のみのアプローチを使用する国際財務報告基準や米国会計基準を強制適用する企業を研究した海外の先行研究を検討した結果、経営者の会計的裁量行動の有無について、利益調整が多く の国 で確認された。日本においても、国際財務報告基準を任意適用する上場企業について仮説検証を行った結果、経営者の会計的裁量行動が推測された。企業成果や裁量行動の手法に連動して、のれんの減損による利益調整が推測され、金融機関と締結した財務制限条項や日本型コーポレート・ガバナンス統制は経営者の のれん の減損に対する利益調整に対して、規律や制御の機能を持つことが推測された。

5-2. 経営者の会計的裁量行動の原因

先行研究から、経営者の会計的裁量行動を容易にする会計処理上の構造問題について認識した。それは、「シールディング効果（自己創設のれんの混在）」とのれん取得時の「のれんの原価配分の恣意性とその後の減損への影響」であった。シールディング効果については、2016年に対策として、国際会計基準審議会(IASB)によりヘッドルーム・アプローチが提案され議論されたが、有効性と合理的なコスト改善ができないとして取り下げられた。また、経営者の主観的減損テストは公正価値の見積もりの外部関係者の検証が困難であるため、経営者は減損を遅らせる裁量行動としての情報の非対称性の問題も認識した。日本の監査人のサーベイにおいて、国際財務報告基準や米国会計基準を担当する監査人が「のれん減損の兆候に対して遅く認識している」と4回答している結果は、減損テストにおける監査の限界を示していた。

5-3. 経営者の会計的裁量行動への対応策

のれん減損の利益調整の問題は、これまで、国際会計基準審議会の公開討議で提起され討議されている。のれん資産の減損テストの改善、規則的償却の再導入やのれんに関する開示条件の改善等の議論がこれまでなされてきているが、有効な解決方法は見出されていない(IASB 2015 ; IASB 2020 ; IASB 2024a; IASB 2024b)。のれん減損における経営者の会計的裁量行動を低減し、のれん減損の認識測定について、のれん減損の兆候時に認識の遅れと金額の過少傾向を改善し、突然発生した巨額ののれん損失の計上を避ける必要がある。対応策として、のれんの規則的償却の再導入を行い、突然発生する巨額ののれん損失への緩和効果を期待したい。第6章で検証した「近年の各会計基準ののれん資産の費用化」の結果から、修正国際基準のあるべき国際的会計基準の主張であるのれんの規則的償却の強制適用は、経営者による会計的裁量行動への対応策にとって、重要な意味を持つと考える。

5-4. 貢献

本論文の貢献としては、以下の点が挙げられる。

第1に、国際財務報告基準を任意適用している日本の上場企業について、のれん減損に関する経営者の会計的裁量行動の有無と原因について仮説検証して分析結果を提供したことである。海外企業を対象に国際財務報告基準におけるのれん減損に関する経

営者の会計的裁量行動の研究報告は多くあるが、国際財務報告基準を任意適用している日本の上場企業に対する仮説検証した分析結果は皆無であった。

第 2 に、のれん減損損失の決定要因として、企業成果、債務水準、裁量行動、コーポレート・ガバナンスの観点から検証し、特に、日本型財務制限条項や日本型コーポレート・ガバナンスに注目して、経営者の利益調整を規律・制御する機能の仮説検証を実施したことである。

第 3 は、日本会計基準、国際財務報告基準および米国会計基準を適用している日本の上場企業について、最近の各会計基準ののれん資産の費用化の実態を調査した。調査の結果、国際財務報告基準および米国会計基準を適用している企業は日本会計基準を適用している会社に比較して、巨額なのれん減損の発生リスクが高いことを示したことである。その結果は、巨額なのれん減損の発生リスクを低減するためには、のれんの減損のアプローチに加えて、規則的償却の必要性がある。

2014 年 6 月時点、日本の上場企業の国際財務報告基準の適用済企業数は 27 社であったが、2023 年 6 月時点では 254 社になった。東証上場企業 3,807 社の時価総額 843 兆円に対して、国際財務報告基準の適用済企業 254 社の時価総額は 377 兆円で 44.7% を占めるに至ったのである。今後、国際財務報告基準を任意適用する日本の上場企業が増加する傾向の中で、日本会計基準と国際財務報告基準との主要な差異であるのれん減損に関する本研究報告は意義を持つと思われる。

II. 論文審査結果の要旨

審査対象者： 学籍番号 22170002

氏名 高野 文仁

論文題目： のれん資産の減損と会計的裁量行動

論文審査委員会

審査委員長 鯖田 豊則

審査員 矢澤 則彦

審査員 宋 俊憲

最終試験 提出された学位論文につき、以下の観点から評価を行った。

本論文の目的は、日本会計基準（日本基準）と国際財務報告基準（IFRS）との間で、

主要な差異があるのれん資産に関する減損の認識および測定に関する論点に注目して、経営者の会計的裁量行動との関係について考察することである。具体的には、のれん資産の減損に関して、経営者の会計的裁量行動により、認識の非適時性と金額測定の非妥当性の問題が引き起こされているという議論の有無・原因・対応策について明らかにしている。日本基準は減損テストの結果、資産に計上されたのれんは、その後、規則償却され、保守主義的会計により、企業の経営成績の予測可能性が担保されることになる。一方、IFRS ではいったん計上されたのれんは、毎年、減損テストは行われるものの、規則償却が行われなため、いったん減損が行われると巨額損失が一度に計上され、投資家にとって、株価下落などのリスクが内在することになる。昨今では、各種会計基準において、規則償却を継続するのか、あるいは、その逆で、資産計上したら、規則償却は行わないなど、その対応がゆれうごいているタイムリーなトピックスとされている。そのため、のれん資産の減損においては、数多くの先行研究が行われているが、本研究のオリジナリティとしては、以下の3つがあげられる。

第1に、国際財務報告基準を任意適用している日本の上場企業について、のれん減損に関する経営者の会計的裁量行動の有無と原因について仮説検証して分析結果を提供したことである。海外研究者による、海外企業を対象に国際財務報告基準におけるのれん減損に関する経営者の会計的裁量行動の研究報告は多くあるが、一方で、国際財務報告基準を任意適用している日本の上場企業に対する仮説検証している研究報告は皆無であった。理由として、海外の研究者には日本語のハンディがあるからである。

第2に、のれん減損損失の決定要因として、企業成果、債務水準、裁量行動のほか、日本型財務制限条項や日本型コーポレート・ガバナンスに注目して、経営者の利益調整を規律・制御する機能の仮説検証を実施したことである。減損のみのアプローチを使用する国際財務報告基準や米国会計基準を強制適用する企業を対象とした海外の研究報告では、経営者の会計的裁量行動の有無につき、利益調整が多くの国で確認されたからである。しかし、財務制限条項は、金融機関との契約が締結され、大株主の監視力と、独立非常勤役員の数増加によるコーポレート・ガバナンス強化は、のれん減損の計上における経営者の利益調整に対して制御作用が働いていることが分析結果から得られたからである。

第3は、日本会計基準、国際財務報告基準および米国会計基準を適用している日本の上場企業について、最近の各会計基準ののれん資産の費用化の実態を調査している。結果、国際財務報告基準および米国会計基準を適用している企業は日本会計基準を適用

している会社に比較して、巨額なのれん減損の発生リスクが高いことを示したことである。やはり、巨額な のれん減損の発生リスクを低減するためには、のれんの減損のアプローチに加えて、規則的償却が望ましい。

最終試験では、やや統計的分析とその分析結果の解釈面に、研究成果が重きになったことが懸念され、実際の企業行動や、会計処理・手続き面の基準の説明や、その基準にそった会計行動（裁量行動）の現状説明をさらに行うことの必要性も指摘されたが、いずれにせよ、本研究は、サンプル数の少なさを、対象期間の拡大や、基準比較（日本基準と IFRS の 2 つの基準から、米国基準も対象にした 3 つの基準）の増加と、地道に研究を行っていることも評価できる。したがって、博士号の学位を与える水準に十分達していると認める。

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨 (第 32 号) 2026 年

2026 年 5 月 29 日

編集・発行 東京国際大学
〒350-1197 埼玉県川越市的場北 1-13-1